

羽生市太陽光発電事業仕様書

1. 事業内容

- (1) 本事業に係る測量、設計、施工、工事監理一式
- (2) 本事業の履行に必要な関連機関との協議及び申請手続き一式
- (3) 本事業に係る全ての設備機器の法定点検、定期点検、部品交換、保証等を含むメンテナンス一式
- (4) 本事業に係る全ての施設全体の維持管理一式
- (5) その他、本事業実施に伴う全ての経費

2. 事業用地

所在地：羽生市大字下村君字中谷1292番、外12筆

面積：7,999㎡（公簿）のうち約7000㎡（利用可能面積）

3. 施設建設工事

(1) 工事期間

- ・工期は契約日の翌日から平成25年12月25日までとする。
- ・工期内に試運転、完成検査、関係機関への手続き、承認等全てを完了すること。
- ・平成26年1月6日から羽生市が発電及び売電を開始できること。
- ・災害又は事故等、不測の事態が発生した場合に限り、市長の承認を得たうえで、発電及び売電開始時期を延期できるものとする。

(2) 設備、機器

- ・発電出力は太陽電池モジュールの合計出力で500KW以上とすること。
- ・採用する設備機器については、製品の性能、耐久性、信頼性及び製造メーカーの保守体制等を重視すること。
- ・太陽光発電設備については国内メーカーの機器を採用すること。

(3) 系統連系

- ・系統連系は高圧連系（6.6KV）とする。
- ・全量買取制度に基づく全量売電が可能なシステム構成とすることとし、大規模災害時等の停電の際には、パワーコンディショナーから電力供給（100V）が行えること。

(4) 基礎、架台

- ・基礎、架台は設置環境に最適な工法を採用し、経済性、耐久性、十分な強度を確保すること。

(5) 施設管理方法

- ・太陽光発電施設は無人管理とし、施設の運転状況について事業者が常にモニタリングできるようなシステムを構築すること。
- ・リース契約期間中はシステムの運転状況について、受注者側でも市と同様の内容をモニタリングできるようにすること。

(6) データ収集

- ・運転データ等はデータ収集装置により収集し、発電量等の情報をインターネット及び

携帯電話端末等を利用して確認ができるシステムを構築すること。

- ・データ計測の方法は「太陽光発電新技術等フィールドテスト事業システム計測指針（NEDO）」に基づくこと。

(7) その他、付帯工事、設備等

- ・施設全体を囲う安全柵を設けること。
- ・施設内の雑草対策を講じること。
- ・必要な雨水対策を講じること。
- ・外灯、電話（光回線）、水道等の必要とされる工事を行うこと。
- ・現状からの工事開始とするため、測量、整地等を行うこと。また、必要に応じて地質調査を行うこと。
- ・パワーコンディショナー、昇圧変圧器、その他の設備等の設置については、建築確認申請及び都市計画法に係る手続きを必要としない設備を設置すること。
- ・環境教育、施設見学等に利用が可能な設備を設置すること。
- ・市民に対しアピールすることができる設備を設置すること。

(8) 協議、申請

- ・関係法令、企画等に基づき、関係機関、電気事業者等との協議、申請事務を行うこと。

(9) 地元貢献

- ・市内業者を積極的に活用すること。

(10) 適用規格、法規等

本工事の設計及び施工にあたっては、関係法令等を遵守すること。

- ・労働基準法
- ・労働安全衛生法
- ・電気事業法
- ・電気設備に関する技術基準を定める省令
- ・消防関係法規
- ・建築基準法
- ・日本工業規格（JIS）
- ・日本電機工業会標準規格（JEM）
- ・日本電機規格調査会標準規格（JEC）
- ・日本電線工業会規格（JCS）
- ・（財）電気安全環境研究所（JET）認証
- ・電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン
- ・電気事業者に依る再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法
- ・その他、関連する規格、法規等

4. リース契約等

(1) リース期間

- ・リース期間は、契約後売電を開始した時点から5年間（60月間）とする

(2) 年間リース料金

- ・年間リース料の上限は、4千万円（消費税込）とすること。

- ・消費税は5%で計算すること（消費税率に増減があった場合は、別途協議するものとする）。
- (3) 緊急事態への準備及び対応
 - ・トラブルを未然に防ぐ方策を講じ、緊急時には迅速な対応が可能な体制を整えること。
- (4) リース料金に含める事項
 - ・太陽光発電施設のリース（建設工事、負担金、申請手続、系統連系に関すること等一切を含む）
 - ・設備機器の法定点検、定期点検、部品交換、保証等を含むメンテナンス一式
 - ・施設全体の維持管理一式（施設内の雑草処理、安全・防犯対策、補修、発電の妨げになる事象への対応など）
 - ・各種保険費用
 - ・緊急時の対応
- (5) リース期間終了後の取り扱いについて
 - ・リース期間終了後は、施設の所有権を無償で羽生市に移転するものとし、その後保守管理事業者と羽生市との間で施設運転管理契約を締結するものとする。
 - ・施設運転管理契約については、リース期間中と同内容とし、リース期間終了後15年間の施設運転管理料金について提案書に記載すること。
 - ・料金においては、消費税率を5%で計算すること。（消費税率に増減があった場合は、別途協議するものとする）

5. 保証について

リース期間中に太陽光発電施設に不具合が発生した場合は、提案者が速やかにこれに対応し、提案する発電量を確保できるよう努めるものとする。

6. その他

仕様書に記載のない事項については、別途協議するものとする。